

3. 市税の税率等

1. 市税の税率等

(1) 市税の納期一覧表

税 目	課税客体	納 期
市民税	個人市民税 市内に住所を有する個人 ・均等割 ・所得割 ※賦課期日1月1日	普通徴収 第1期 6月21日から 7月 5日まで 第2期 8月21日から 9月 5日まで 第3期 10月21日から 11月 5日まで 第4期 12月21日から 翌年1月10日まで 特別徴収 6月から翌年5月までの各月（納期限は、翌月10日）
	法人市民税 市内に事務所、事業所等を有する法人 ・均等割 ・法人税割	中間申告 事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内 確定申告 事業年度終了の日から原則として2カ月以内 (法人税において確定申告書提出期限延長の特例を受けた場合は法人市民税についてもその期間だけ延長されます。)
固定資産税	市内に所在する土地、家屋、償却資産 ※賦課期日1月1日	第1期 5月21日から 6月 5日まで 第2期 7月21日から 8月 5日まで 第3期 11月21日から 12月 5日まで 第4期 1月21日から 2月 5日まで
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	全期 5月15日から 5月31日まで
軽自動車税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車 (特殊自動車を除く)	取得したとき(申告納付)
市たばこ税	小売店に売渡した製造たばこ	当月分を翌月末日まで
鉱産税	鉱物の採掘の事業	当月分を翌月末日まで
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為	当月分を翌月15日まで
都市計画税	都市計画区域内のうち、市街化区域に所在する土地及び家屋	固定資産税と同じ

(2) 市税の税率

税 目	税 率
市民税 (個人市民税)	均等割 3,000円(県民税1,400円)、(国税:森林環境税1,000円) ※令和5年度まで 3,500円(県民税 1,900円) 市・県各500円の引上げ措置の終了 所得割 6%(県民税 4%)

1. 市税の税率等

税 目	税 率			
市民税 (法人市民税)	均等割			
	1号法人	50,000円	6号法人	400,000円
	2号法人	120,000円	7号法人	410,000円
	3号法人	130,000円	8号法人	1,750,000円
	4号法人	150,000円	9号法人	3,000,000円
	5号法人	160,000円		
	法人税割			
	資本金等の額が1億円を超える法人		8.2%	
	資本金等の額が1億円以下の法人		6.0%	
	※令和元年10月1日以降に開始する事業年度より			
固定資産税	税率	1.4%		
	免税点	土地	300,000円	
		家屋	200,000円	
		償却資産	1,500,000円	
都市計画税	税率	0.3%		
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車	第1種(50cc以下)	2,000円	
		第2種乙(50cc超90cc以下)	2,000円	
		第2種甲(90cc超125cc以下)	2,400円	
		ミニカー	3,700円	
	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	
		その他(フォークリフト等)	5,900円	
	二輪	250cc以下	3,600円	
		250cc超	6,000円	
	三輪	660cc以下	3,900円(3,100円)	
	四輪以上	乗用(営業用)	6,900円(5,500円)	
		乗用(自家用)	10,800円(7,200円)	
		貨物(営業用)	3,800円(3,000円)	
		貨物(自家用)	5,000円(4,000円)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・()内の金額は、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両に適用されます。 ・一定の環境性能を有する新車の三輪以上の軽自動車については、取得の翌年度に限りグリーン化特例(軽課税率)が適用されます。 ・三輪以上の軽自動車で、平成22年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた車両については、重課税率が適用されます。 			
軽自動車税 (環境性能割)	軽自動車の通常の取得価格を課税標準(免税点は50万円)とし、環境性能に応じて税率が決められています。 乗用自家用車の場合:非課税、0.5%、1%、2%			
市たばこ税	紙巻たばこ等(1,000本につき)	6,552円 (令和3年10月1日以降)		
鉱産税	鉱物の価格 200万円を超える事業	税率 1%		
	鉱物の価格 200万円以下の事業	税率 0.7%		
入湯税	施設の利用料金 7,000円以上	1日1人	150円	
	施設の利用料金 7,000円未満	1日1人	50円	
	※平成20年1月1日より施設利用料金による二段階の不均一課税方式を導入。			